

# 柳ヶ瀬地区の広告物活用地区指定について

## 【対象区域】



### 左図中の — で囲まれた地区

- ◆ 神田町2丁目9番、20番。同3丁目1番から4番1、4番3、5番から17番2まで。同4丁目1番1から8番1、8番5、9番から16番2まで。同5丁目1番1から7番2、11番から21番まで。同6丁目1番、12番。
- ◆ 若宮町4丁目1番から8番3、10番1から22番2まで。同5丁目1番1、2番1から3番3、4番3から4番5、6番から24番まで。
- ◆ 金町1丁目11番、24番。同2丁目、同3丁目、同4丁目1番から5番、26番から28番2、29番、29番3、29番5から30番まで。同5丁目1番、10番2から10番4、11番6。
- ◆ 徹明通1丁目、同2丁目。
- ◆ 神室町1丁目、同2丁目。
- ◆ 日ノ出町1丁目、同2丁目。
- ◆ 柳ヶ瀬通1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目1番、13番から13番3まで。
- ◆ 弥生町。
- ◆ 小柳町。

## 【広告物活用地区とは】

屋外広告物を積極的に活用し、活力あるまちなみの形成や表情豊かなまちづくり等を図るため、**一定の基準を緩和する地区**です。**景観上・安全上、支障をおよぼすおそれのない(他の法令に反しない)ものであれば、市長の「確認」<sup>注</sup>を受けることにより、他の地区にない創意を凝らした特徴的な屋外広告物の掲出が可能**となります。

注：その他の地域において屋外広告物を掲出する際には、「許可」が必要です。

## 【広告物活用地区で掲出可能な広告例】



①北海道札幌市:すすきの地区

②石川県金沢市:武蔵ヶ辻地区

通常壁面広告は同一壁面の1/2以下の面積しか掲出できないが、規制の緩和により大型壁面広告を設置した例

## 【施行日】

平成23年4月1日